

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A大学（以下「大学」という。）に准教授として雇用され、大学生や大学院生を対象とする講義、英語出版物等の校正、英語による学会における司会等の業務に従事し、その後、平成〇年〇月〇日付けで教授に昇格したが、業務内容に変更はなかった。

被災者は、平成〇年〇月〇日〇時頃から、飲食店において特定非営利活動法人B（以下「B」という。）に関する打ち合わせを行っていたところ、翌〇日〇時〇分頃突然倒れ、C病院に救急搬送され、同病院にて治療が続けられたが、同月〇日、直接死因「心室細動」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因について、D医師は死亡診断書において「心室細動」としており、E医師は「心室細動発症を契機として心停止に至った。」と意見している。これら医師の意見を踏まえ、当審査会としても、被災者に発症した疾病は「心停止（心臓性突然死を含む）」（以下「本件疾病」という。）であり、発症日はC病院の診断日である平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、被災者に発症した本件疾病を含む業務起因性の判断に関し、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の労働者性についてみると、被災者は、大学のほかF大学、B、Gの3つの事業場において業務経歴を有していたが、被災者はBにおいて理事長職についており、これに関連する出張は大学に届け出てはいるものの、費用負担はいずれも自己負担あるいは学会負担となっていること、また、Gとの契約は、業務委託契約で個人事業主としての活動であることから、当審査会としては、B、Gに関する被災者の活動については、決定書に説示するとおり労働者性がないものと判断する。

(4) 異常な出来事への遭遇については、請求人は申立書において、要旨、出張先

で、夜に仕事の仲間とパブで打ち合わせ中に発症したと申述しており、本件疾病発病直前から前日までの間において、被災者が業務に関連して異常な出来事に遭遇した事実は認められないものと判断する。

(5) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人らは、要旨、被災者の持ち帰り残業や他大学での業務、出張等を過重要素として評価すべきであると主張する。

イ 労災保険制度は、労働基準法に基づく個々の使用者の災害補償責任を担保するものであるところ、大阪地方裁判所平成26年9月24日判決が判示しているように、「ある事業場での労働時間以外の時間に関し、労働者がどのように過ごすのかについては、当該労働者が自由に決定すべきものであって、当該事業場は関与し得ない事柄」であり、「当該事業場と別の事業場が実質的には同一の事業体であると評価できるような特段の事情がある場合でもない限り、別の事業場での勤務内容を労災の業務起因性の判断において考慮した上で、使用者に危険責任の法理に基づく災害補償責任を認めることはできない」から、労災保険における業務起因性の判断に当たって、使用者の指揮監督権限が及ばない他の事業場における当該労働者の就労状況を考慮することは、使用者に過大な責任を課するものであって、許されないものと言わざるを得ない。

このため、改めて本件の資料を精査したところ、決定書理由の説示のとおり、労災保険制度が労働基準法の補償責任を担保するものであることから、大学との労働契約以外の業務について、これを労働時間として算定することは妥当ではなく、ましてや、それが大学以外の労働契約による業務なのか、委託契約による業務なのか、全くのプライベートな時間であるのか明確に区分できないとなると、当審査会としても過重性の判断の基礎となる時間外労働時間数として認定できないと判断する。

ウ 請求人らは、監督署長の時間外労働の算定は過小である旨主張するが、監督署長は、大学の時間記録（「労働状況報告書」）を基に労働時間を集計していることから、当審査会としても監督署長の労働時間の算定は妥当であると判断する。

なお、請求人らは、被災者が、大学や自宅で行っていた大学、B、F大学、Gに係る作業及び学生から随時依頼された英文のチェック等を仕分けし、

各々の定量的な作業時間が分かる資料として、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け意見書を提出している。当審査会において当該意見書を精査したが、請求人らは、被災者が使用していた複数のパソコンに保存されていたファイルを被災者の本件疾病発症前1か月間分に限って、大学の業務分とB関連業務分に仕分けを行ってはいるが、当該意見書をもってしても、被災者が相当量の大学に関する業務を行っていたことは推認できるものの、大学での業務時間や自宅での持ち帰り残業時間を具体的に把握することは困難である。したがって、被災者の労働時間を大学の業務、大学以外の労働契約による業務、委託契約による業務、全くのプライベートな時間であるかを明確に区分できていないことから、当該意見書を採用することはできない。

(6) 短期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前1週間の労働時間は、38時間45分であり、時間外労働時間は行っておらず、また、休日も2日確保されていることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、特に過重な業務に従事したものと認められないものと判断する。

(7) 長期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前6か月間のうち、発症前1か月から発症前6か月の1か月当たりの平均的時間外労働時間は1時間であることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、特に過重な業務に従事したものと認められないものと判断する。

(8) なお、念のため、請求人らが作成した労働時間集計表を当審査会において精査したが、当該労働時間集計表は、大学からの帰宅時間や帰宅後の私生活の時間帯も含み、集計の基礎となったパソコンのファイルには大学の業務、大学以外の労働契約による業務（F大学）、委託契約による業務（G）、理事長であるBの業務が混在しており、合理的な労働時間は算出されていない。

そこで、当審査会において、請求人らが作成した当該労働時間集計表から、帰宅の移動時間や食事時間等のプライベートな時間を除外し、被災者の労働時間を再集計した結果が以下のとおりである。

| 発病前1か月目 | 総労働時間数 | 263:44 | 時間外労働時間数 | 87:44 |
|---------|--------|--------|----------|-------|
| 〃 2か月目 | 〃 | 186:20 | 〃 | 39:17 |
| 〃 3か月目 | 〃 | 183:51 | 〃 | 32:01 |
| 〃 4か月目 | 〃 | 223:53 | 〃 | 47:53 |
| 〃 5か月目 | 〃 | 133:17 | 〃 | 25:21 |

上記によれば、B等その他大学以外の業務も相当数含んだ労働時間をもってしても、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は87時間44分となり、また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月目の53時間32分が最長であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間におおむね100時間又は2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える長時間労働に従事したものと認められない。

(9) なお、F大学における業務は、労働者性が認められることから、念のため業務の過重性の程度について精査したが、学期中、○曜日（2限・3限）のみを担当する非常勤講師であり、直ちに過重な業務に従事していたものと認められないものと判断する。

(10) 請求人らは、その他の過重負荷要因として、要旨、①Hセンターで、ネイティブの英語圏外国人の教授は被災者だけであり、精神的緊張を伴う業務があったこと、②准教授から教授になり、責任が重くなり、業務量が増えたこと、③講義のほかに、大学当局や学生・院生から英文のチェックを随時依頼され、これに対応する必要があったことなど主張するので、以下検討する。

①については、ネイティブの被災者だからこそ、全うできる業務を担当しており、不得手な分野を担当させられていた訳でもないことから、精神的緊張が過度にあったとは認められない。②については、准教授から教授になっても、被災者の業務が変化した客観的証拠は見受けられず、直ちに業務負荷が増大したとは認められない。③については、被災者が大学当局や学生・院生からの英文チェック依頼を引き受けていたことは認められるが、その作業を大学での就業時間中に行っていたのか、自宅で行っていたのか明確に証明する客観的証拠が一件書類を精査するも見受けられない。また、長期間における過重業務については上記（8）に記載したとおり、仮にこれら作業を労働時間として算入したとしても、直ちに過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(11) 以上のことから、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。